

ベビーシッター利用支援（一時預かり利用支援）事業の拡充について

1 背景

区は、令和5年4月から未就学児を対象にベビーシッターの利用料補助を開始しました。同年11月から区独自に対象を小学校6年生まで拡大し、今年度からは新たにマッチング型ベビーシッターの利用に係る補助制度を導入するなど、利用者ニーズを踏まえた事業の拡充に積極的に取り組んできました。

本事業は、年々利用者が増加しており、子育て家庭の育児負担の軽減に寄与していますが、特に身体的、精神的に負担の大きいひとり親家庭や多胎児又は障害児のいる家庭（以下「ひとり親家庭等」といいます。）の保護者からは、利用上限時間の拡大など、支援の充実を求める声が寄せられています。

本年4月の東京都ベビーシッター利用支援事業の補助制度拡充を受け、子育て家庭の多様な保育ニーズに対応し、育児負担を軽減するため、本事業の更なる充実を図ります。

2 拡充内容

ひとり親家庭等の保護者の育児負担を軽減するため、ベビーシッター利用支援事業の年間利用上限時間等を拡充します。

- (1) ひとり親家庭の小学校6年生までの児童一人当たりの年間利用上限時間を144時間から288時間まで拡大します。
- (2) 障害のある小学校6年生までの児童一人当たりの年間利用上限時間を144時間から288時間まで拡大します。
- (3) 多胎児に係る年間利用上限時間を288時間とする対象を小学校6年生まで拡大します。

※現在、未就学児のみを対象に年間利用上限時間を288時間としています。

参考：児童一人当たりの年間利用上限時間

対 象		未就学児	小学校6年生まで
ひとり親家庭	現 行	144時間	144時間
	拡充後	<u>288時間</u>	<u>288時間</u>
多胎児	現 行	288時間	144時間
	拡充後	288時間	<u>288時間</u>
障害児	現 行	144時間	144時間
	拡充後	<u>288時間</u>	<u>288時間</u>

3 事業規模

139,066千円

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年6月 令和7年第2回港区議会定例会（補正予算案の提出）

7月 区民への周知（区ホームページ等）、事業拡充